

第14回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月） 午後2時00分～午後2時32分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（17名）
4. 欠席委員（0名）
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員（2名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、只今から5月の定例総会を開会いたします。
一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が1名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。●さんが亡くなられたということで、私は個人的に30数年来の仲間ということで一緒にやって参りました。特に農業関係では、●の指導員ということで地域のためにご活躍されました。定年退職後は、●の方に勤務され、近年は農業委員としてご活躍をされておりました。1年半ほど前に体調を壊された際に、体の調子はどうですかということをお尋ねしたところ、まだまだ勉強したいからと意欲を出されておりましたが、この程こういう形で亡くなられたということで残念でたまりません。謹んでご冥福をお祈りいたします。皆さんもお体には十分注意していただいて、これからも農業委員活動に邁進いただければと思います。

さて、現在は農繁期ということで大変忙しい毎日を過ごされているのではないかと思います。怪我などないように十分気を付けていただいたらと思います。

また、農作物の管理につきましては、今年は特にカメムシが多いということで、他地区においてもとても懸念をされているようです。皆さまも、そういう被害が少しでもないような形でいろんな方に繋いでいただいて、対策をとってより良い農業経営にさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまより第14回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より、本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、12件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、1件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見に

事務局

ついて、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、2件、案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は12件でございます。議案書のほうは1ページから15ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は、1件でございます。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

1番 内子町●の農地、田1筆 643㎡、畑1筆、754㎡、合計1,397㎡で、貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

書類に不備もありませんでしたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1, 658㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは実家近くにあるにある畑を購入し、梨を栽培予定です。●さんは、新規就農であります。●さんに軽トラや草刈り機、動噴などを借用し、農業技術の指導を仰ぎながら農業に励まれるそうです。また、必要があれば購入予定であります。農作業経験は、実家の手伝いを行っているため十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は車で15分の所にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

5月20日、農業委員の●さんと一緒に、父親の●さんに話を聞きました。

譲渡人の●さんは、高齢となったため今回の土地の申請地に近い●さんに相談したところ、娘さんの●さんが梨の栽培に挑戦しようということになったそうです。●さんは、町内にお住まいで、今回購入される場所から

- 番
- 委員

車で15分の場所にあり、梨を栽培する計画であります。

また、●さんは新規就農ではありませんが、農業歴が10年であります。農機具は持っていませんが、軽トラ・草刈り機・動噴は、父の●さんに借りて行い、必要と思われる農機具があれば積極的に購入して、農業に励まれるとのことでした。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第2号について説明いたします。地図の方は、19から21ページになります。この案件につきましては、令和5年8月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。18ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 230㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、自己住宅の拡張です。

転用の理由といたしまして、現居住の敷地を拡張し、農作業用のスペースの確保と敷地の補強のための擁壁を設置したいとのことでした。申請地は、無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、既に造成されており、現状のまま利用することから土砂流出などのおそれは少ななものと思われまます。雨水は既存の排水施設に排水することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月20日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は自宅横の申請地を造成し、宅地の補強のための擁壁とするとともに、稲作栽培のための育苗用の作業場として利用したいとのことです。

現地を確認しましたが、周辺の農地への影響は少ないものと思われることから、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第3号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の1について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。地図の方は23から25ページになります。この案件につきましては、令和5年8月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。22ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田5筆 1, 731㎡、畑1筆 337㎡、合計 2, 068㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●です。

転用の理由といたしまして、業務の増加に伴い、資材置き場が手狭となったため、申請地を借り受けて資材置き場や土砂置き場として利用したいとのことです。なお、申請地は既に転用され、資材置き場として利用されておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますの

事務局

で、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。また、堅固な地盤となるよう造成して土砂の流出を防ぎ、雨水などは浸透により排水することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月20日、●委員さんと一緒に、現地を確認し申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●は、業務依頼が急増したことにより、所有する資材置場が不足して困っていることから、申請地を借り受けて利用したいとのことです。現地を確認しましたが、既に資材置場として利用しておりましたので始末書を提出しているとのことです。転用による周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の2について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。地図の方は26から28ページになります。この案件につきましては、令和5年8月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。22ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 761㎡、です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●です。

転用の理由といたしまして、業務の増加に伴い、資材置き場が手狭となったため、申請地を借り受けて資材置き場として利用したいとのことで

事務局

す。なお、申請地は資材置場に転用され、砂利を敷いて利用されておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、堅固な地盤となるよう造成して土砂の流出を防ぎ、雨水などは浸透により排水することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月20日、●委員さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●は、業務依頼が急増したことにより、所有する資材置場が不足して困っていることから、申請地を借り受けて利用したいとのことです。現地を確認しましたが、砂利を敷いて資材置場として利用しておりますので、始末書を提出しているとのことです。転用による周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われまます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号の3を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号の3について説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。地図の方は29から31ページになります。この案件につきましては、令和5年8月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。22ページにお

事務局

戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 556㎡、畑1筆 215㎡、合計771㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●です。

転用の理由といたしまして、業務の増加に伴い、資材置き場や車両置き場が手狭となったため、申請地を借り受けて資材置き場や車両置き場として利用したいとのことです。なお、申請地は整備して利用されており、無断転用となっておりますので、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、堅固な地盤となるよう造成し、一部はコンクリート舗装して土砂の流出を防ぎ、雨水などは浸透や河川に排水して処理することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月20日、●委員さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●は、業務依頼が急増したことにより、所有する資材置場や車両置き場が不足して困っていることから、申請地を借り受けて利用したいとのことです。現地を確認しましたが、既に転用して利用しておりましたので、始末書を提出しているとのことです。転用による周囲の農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達す

会長

ることに決定しました。

次に、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の32ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は34、35ページになります。32ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和6年5月8日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆、1,002㎡です。除外の目的は、作業用倉庫及び進入路です。

それでは、33ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが作業用倉庫として利用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請人は、大工を営んでおりますが、資材保管を兼ねた作業用倉庫や木材乾燥場・作業スペース並びに大型トラックでの効率的な搬入搬出のための進入路が必要となり、土地を検討した結果、申出地しか適地がなく、やむを得ず農用地から除外したい旨の申出がありました。申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としては計画変更は問題ないと判断しております。

また、申請地は違反転用となっておりますが、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

5月20日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんは大工をしており、必要な資材などを保管・管理するため、申請地に倉庫を建築し道路からの進入路を整備して利用したいとのことから、農用地区域から除外するものであります。

現地を確認しましたが、申請地周辺の農地への影響は少ないものと

●番
●委員

見込まれるため、特に問題は無いものと思われ
ます。
ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の36ページをご覧ください。内子町長より令和6年5月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年5月31日です。

集積計画の概要ですが、37ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が5筆 5, 213㎡です。

集積計画の内訳については、38ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田4筆 3, 564㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田1筆 1, 649㎡です。

貸付人は、●さん、相続人代表 ●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借の新規設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思われ

ます。
ご審議の程よろしくお願
いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はあり
ませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。